

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500519号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600006号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在はB社)における標準賞与額を、平成15年12月12日は33万5,000円、平成16年7月12日及び同年12月10日は34万円、平成17年7月15日は34万6,000円、平成18年12月15日は43万2,000円、平成19年7月13日は37万4,000円、同年12月14日は43万円、平成20年7月14日は38万9,000円、同年12月15日は38万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年7月12日、同年12月10日、平成17年7月15日、平成18年12月15日、平成19年7月13日、同年12月14日、平成20年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月12日、平成16年7月12日、同年12月10日、平成17年7月15日、平成18年12月15日、平成19年7月13日、同年12月14日、平成20年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月14日は44万円、平成20年12月15日は38万9,000円に訂正することが必要である。

なお、平成19年12月14日及び平成20年12月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月12日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成18年12月15日

- ⑥ 平成 19 年 7 月 13 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 14 日
- ⑧ 平成 20 年 7 月 14 日
- ⑨ 平成 20 年 12 月 15 日

厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧について、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

また、請求期間⑦及び⑨について、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間①から⑨までの賞与明細書（写）、預金通帳（写）等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から③までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）及び預金通帳（写）（以下「預金通帳」という。）、事業主の回答並びに事業主から提出された賞与支給控除一覧表（以下「賞与支給控除一覧表」という。）（請求期間①を除く。）により、請求者は当該期間において、A 社から、それぞれ請求期間①は 33 万 5,000 円、請求期間②及び③は 34 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 12 日、平成 16 年 7 月 12 日及び同年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間④、⑤、⑥及び⑧について、賞与明細書、預金通帳、事業主の回答及び賞与支給控除一覧表により、請求者は当該期間において、A 社から、それぞれ請求期間④は 34 万 6,000 円、請求期間⑤は 43 万 2,000 円、請求期間⑥は 37 万 4,000 円、請求期間⑧は 38 万 9,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 15 日、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 13 日及び平成 20 年 7 月 14 日の賞与について、支払年月日をそれぞれ平成 17 年 7 月 20 日、平成 18 年 12 月 21 日、平成 19 年 7 月 20 日及び平成 20 年 7 月 15 日として、厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 5 月 12 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事

務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑦及び⑨について、賞与明細書、預金通帳、事業主の回答及び賞与支給控除一覧表により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑦及び⑨の標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑦は 43 万円、請求期間⑨は 38 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 14 日及び平成 20 年 12 月 15 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出（令和 7 年 5 月 12 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦及び⑨について、賞与明細書及び賞与支給控除一覧表により、請求者は、請求期間⑦に 44 万円、請求期間⑨に 38 万 9,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが認められることから、請求者の請求期間⑦及び⑨に係る標準賞与額を、請求期間⑦は 44 万円、請求期間⑨は 38 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑦及び⑨の訂正後の標準賞与額（上記 3 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600003号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600007号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在はB社)における標準賞与額を、平成15年12月12日は24万1,000円、平成16年7月12日及び同年12月10日は24万5,000円、平成17年7月15日は25万1,000円、平成18年12月15日は33万1,000円、平成19年7月13日は28万6,000円、同年12月14日は29万6,000円、平成20年7月14日は29万3,000円、同年12月15日は28万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年7月12日、同年12月10日、平成17年7月15日、平成18年12月15日、平成19年7月13日、同年12月14日、平成20年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月12日、平成16年7月12日、同年12月10日、平成17年7月15日、平成18年12月15日、平成19年7月13日、同年12月14日、平成20年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月14日は30万3,000円、平成20年12月15日は29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、平成19年12月14日及び平成20年12月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月12日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成18年12月15日

- ⑥ 平成 19 年 7 月 13 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 14 日
- ⑧ 平成 20 年 7 月 14 日
- ⑨ 平成 20 年 12 月 15 日

厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧について、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

また、請求期間⑦及び⑨について、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間①から⑨までの賞与明細書（写）、預金通帳（写）等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から③までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）及び預金通帳（写）（以下「預金通帳」という。）、事業主の回答並びに事業主から提出された賞与支給控除一覧表（以下「賞与支給控除一覧表」という。）（請求期間①を除く。）により、請求者は当該期間において、A 社から、それぞれ請求期間①は 24 万 1,000 円、請求期間②及び③は 24 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 12 日、平成 16 年 7 月 12 日及び同年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間④、⑤、⑥及び⑧について、賞与明細書、預金通帳、事業主の回答及び賞与支給控除一覧表により、請求者は当該期間において、A 社から、それぞれ請求期間④は 25 万 1,000 円、請求期間⑤は 33 万 1,000 円、請求期間⑥は 28 万 6,000 円、請求期間⑧は 29 万 3,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 15 日、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 13 日及び平成 20 年 7 月 14 日の賞与について、支払年月日をそれぞれ平成 17 年 7 月 20 日、平成 18 年 12 月 21 日、平成 19 年 7 月 20 日及び平成 20 年 7 月 15 日として、厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 5 月 12 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事

務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑦及び⑨について、賞与明細書、預金通帳、事業主の回答及び賞与支給控除一覧表により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑦及び⑨の標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑦は 29 万 6,000 円、請求期間⑨は 28 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 14 日及び平成 20 年 12 月 15 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出（令和 7 年 5 月 12 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦及び⑨について、賞与明細書及び賞与支給控除一覧表により、請求者は、請求期間⑦に 30 万 3,000 円、請求期間⑨に 29 万 3,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが認められることから、請求者の請求期間⑦及び⑨に係る標準賞与額を、請求期間⑦は 30 万 3,000 円、請求期間⑨は 29 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑦及び⑨の訂正後の標準賞与額（上記 3 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。